

遊休農地の草刈りをお願いします

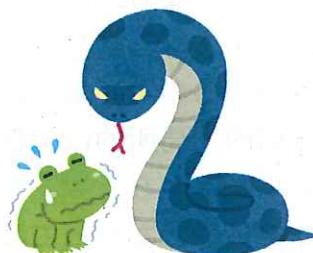
農地の適正な管理に御協力をお願いします

農家の方の高齢化や後継者不足によって、耕作されない農地が増えてきています。このような遊休農地に雑草が生い茂ると、景観を損なうだけでなく、次のような問題が生じます。

- ・雑草の種が飛散して、周辺農地や近隣住民に多大な迷惑がかかる
- ・病害虫が発生する
- ・有害鳥獣の隠れ場所や住み家となる など

ヌートリア等の有害鳥獣による農作物の食害が急増しています。野生動物からすれば、雑草の生い茂った遊休農地は絶好の隠れ場所になります。

また、マムシの住み家となれば、周辺住民にとっては大変な恐怖となります。



一度、遊休農地にしてしまうと、元の農地に戻すのはとても大変になります。
農地を雑草で荒らす前に、年に数回の定期的な草刈りをお願いします。

ご自身で草刈りができない場合は、次の団体へ有料で依頼することができます。
公益社団法人 里庄町シルバー人材センター ☎ 0865-64-5901
詳しくは、直接お問い合わせください。



農地の保全管理や貸付については、農林建設課 ☎ 0865-64-7215まで

裏面もご覧ください

回覧

水稻農家の方へ

トビイロウンカにご注意ください

岡山県病害虫防除所からトビイロウンカに関する病害虫発生予察注意報が県下全域に発表されています。

8月の巡回調査によると、過去10年で最も高い発生率となっています。さらに、一部のほ場では、増殖率の高い短翅型雌成虫も確認されています。

10月中旬までは発生が予想されますので、防除対策をしっかりとしましょう。

防除対策（参考）

1. 基幹防除を徹底する。
2. 収穫の1か月以上前に成幼虫の合計が1株あたり10頭以上、または、中生品種・晩生品種で短翅型雌成虫が1株あたり0.2頭以上が確認されたほ場では、収穫期までに坪枯れが発生する恐れがあるので、直ちに粉剤または液剤で防除を実施する。
なお、本虫はほ場内で局所的に生息するため、ほ場の中央部まで入りながら、なるべく多くの株元をよく観察する。
3. 粉剤・液剤の薬剤散布にあたっては、薬剤が株元まで十分到達するよう留意する。
また、粒剤の場合は、効果が発現するまでに時間を要するため、湛水状態で粉剤・液剤よりも7日程度早めに散布する。
4. 薬剤の使用にあたっては農薬使用基準を厳守し、人畜、水産動物等への危害防止に努め、安全・適正に使用するとともに、周辺農作物等へ飛散しないよう十分注意する。
なお、収穫期が近い場合の薬剤散布は、特に農薬使用基準の収穫前日数をよく確認して行う。

【情報提供元】

井笠農業普及指導センター ☎ 0865-69-1652

【その他情報提供者】

J A 岡山西農業協同組合 営農部 ☎ 086-522-2404

裏面もご覧ください